

令和8年度 社会福祉法人あぶくま福祉会

事業計画

1. 基本方針・目的

法人基本理念の障がい者個人の特性を理解するとともにその人格を尊重し、地域における社会生活の自立を支援し、生活の質を高めていくサービスの提供と豊かで安心して日常生活が営めるよう福祉の向上推進に努めることを目的とする。法人で運営する生活介護事業所、就労継続支援B型事業所及び共同生活援助事業所（グループホーム）において利用者主体のサービス充実と健全で安定した経営、事業所運営を目指し、利用者一人ひとりが豊かな気持ちで、健康で生き生きと安心して活動できるように支援を行う。さらに地域社会の一員として自覚と協調性を養い、また、町内会等を通じて公益的取組を推進し地域福祉の向上に貢献する。

2. 事業所共通運営方針

- (1) 省令及び関係法令を遵守した運営を行う。
- (2) 利用者を主体として個々に応じた個別支援計画に基づき、職員は支援者として常に倫理綱領を遵守し支援を行う。継続して利用いただけるよう利用者活動に十分配慮したサービス提供を図る。
- (3) 通所事業所では、年間利用日数を252日として利用者の利用率向上に努める。グループホームでは、令和7年度に定員が充足されたことを踏まえ、週末の継続利用も含めて年間稼働率を高める。
- (4) 職員の人材確保と資格取得の推奨、研修等への参加促進、資質の向上を行い、利用者支援の専門性を高める。
- (5) 通所事業所では給食業務の委託継続、グループホームでは食材の提供充実を図る。令和7年度から給食委託業者を変更し、給食提供に努めてきた。さらに業者との連携を図り、利用者の栄養摂取や嗜好等も考慮した提供を図る。
- (6) 事故・災害・感染症の防止を図る。
 - ①利用者職員との事故防止啓発を行い、事故ゼロを目指す。
 - ②毎月の避難訓練実施と消防署への通報訓練と消火訓練を実施する。
 - ③警察署による交通安全研修を実施する。
 - ④事業所立地場所における洪水時避難確保訓練を実施する。
 - ⑤感染症等の防止のため感染症対策委員会・職員の健康チェック継続実施
 - ⑥BCP計画の研修・訓練の実施と計画の見直しと充実を図る。
- (7) 人権擁護の観点から虐待防止と人権擁護委員会による内部研修実施と外部研修への参加を図る。
- (8) 公益的取組として地域町内会活動との連携を図る。
- (9) 法人所有の建物・構築物・車両等の適切な運用と維持管理を図る。

3. 重点項目

(1) 利用者支援

利用者の個別支援計画策定における三者面談（利用者、家族、職員）を実施して利用者の意思決定、ニーズの充足に努める。また、相談支援事業所との連携を密にし、情報共有を図る。

(2) 人材の確保と職員体制の充実

支援におけるサービスの質的向上を図るため、資格取得の推奨、内部研修、外部研修、自己啓発研修参加を積極的に行う。令和8年度は、社会福祉士養成講座、社会福祉主事講座の受講と強度行動障害支援者養成研修等、利用者支援において必要な研修を計画的にすすめる。また、処遇改善加算の職場環境要件のうち必要な項目について整備を図る。

(3) 事故・災害・感染症対策

利用者・職員全員の事故防止啓発と避難訓練（洪水時避難確保計画）及びBCP計画に沿った訓練に取り組み防災意識の向上を高める。感染症対策は日々の健康状態確認と感染症対策委員会による情報共有と拡大防止に努める。

(4) 地域との連携

地域の障がい者事業所やだて支援学校、関係機関との連携及び協力、保護者会、親の会等との協力関係を密にする。事業所見学の受入や伊達市自立支援協議会等で地域の情報を把握し、活動に活かす。公益的取組として地元町内会奉仕作業等への積極的な参加、環境美化活動（花苗の無償配布）やグループホームにおける地域連携推進会議の開催。広報誌・ホームページの活用による法人、各事業所の日中活動（行事・生産活動・自主製品等）を発信し、地域との交流、連携を図り障がい福祉への理解を深める。

- 4. 事業** 第2種社会福祉事業 生活介護事業所 だての郷
就労継続支援B型事業所 ほどはら授産所
共同生活援助事業所 グループホーム・スクラム
地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援)
だての郷

5. 役員等

	評議員	理事	監事
定数	8～12人	7～10人	2人以上
現員	10人	8人	2人

6. 主な会議等

- (1) 評議員会・理事会（下記のほか評議員会及び理事会は必要に応じ開催）
6月 理事会 6月 定時評議員会
3月 理事会
- (2) 監査
5月 年度末監査
- (3) 苦情解決委員会（第三者委員） 1月（定例会）
- (4) 感染症対策委員会 概ね3ヶ月に1回